

第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての

資料 1 - 3

基本的な考え方(素案)【案】概要

未定稿

目次

第1部 基本的な方針

第2部 政策編

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第3分野 地域における男女共同参画の推進

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する
支援と多様性を尊重する環境の整備

第7分野 生涯を通じた女性の健康支援

第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、
理解の促進

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

R2.7.21 第6回基本
計画策定専門調査会
配布資料

令和2年7月

II 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本認識

- 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む**重大な人権侵害**である。
- 暴力は、身体を傷つけるのみならず、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来し、**貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題**である。また、女性に対する暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正が欠かせない。
- 被害者支援に当たっては、**暴力の形態や被害者の属性等にきめ細かく対応**する視点が不可欠である。
- ICTの進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力は一層多様化しており、迅速かつ確に対応していく必要がある。
- 暴力の当事者とならないための教育を始めとした**暴力を容認しない社会環境の整備**等、暴力根絶のための基盤づくりの強化を図る。
- 暴力の被害者に対しては、行政と民間が連携し、**専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要がある**。
- 新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、DVの相談件数が増加したことや、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズの高まりも踏まえ、こうした**非常時にも機能する相談手法も含めた相談体制支援の充実を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要**である。
- 国際的な合意文書においては、ジェンダーに基づく暴力(Gender-Based Violence)という表現が使用されており、性別に起因する、**多様な暴力の被害者に対する支援の充実や相談に対応できる体制整備が必要**である。

施策の基本的方向

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり | ○暴力の当事者とならないための教育、 暴力を容認しない社会環境の整備 に向けた啓発を強力に推進する。
○年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、相談に繋がりがやすい体制整備や相談を促す広報・啓発等により被害の潜在化を防止するとともに、相談対応者の研修の充実等により相談対応の質の向上を図る。 |
| 2 性犯罪・性暴力への対策の推進 | ○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2年度から4年度までを性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、 実効性ある取組を推進 する。
○被害者が躊躇せずに被害を訴え、相談し、包括的に支援が受けられるよう、関係府省が連携し、 被害者の立場に立った効果的な支援体制の整備を進める 。
○広報啓発による 性暴力等を許さない気運の更なる醸成 を図る。 |
| 3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 | ○ 子供や若年層であっても性暴力を認識し、加害を行わず、被害に遭った場合は被害を認識し、訴えることができるよう低年齢からの教育 に関する取組を推進する。
○子供、若年層が相談につながりやすく、精神面のケアに留意しつつ 適切に保護及び支援を受けられる体制整備 を推進する。
○SNS等を通じた性暴力を防止するため、これらのツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策を推進する。 |
| 4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 | ○被害者支援については、どの地域においても質の高い支援が受けられるよう 相談体制の充実 を図る。また、地方公共団体や民間団体等の関係機関が広範に連携し、被害者情報の保護を徹底するとともに、被害者のニーズに沿った保護、自立支援等の取組を、 被害者の置かれた状況や地域の実情に応じ、切れ目なく行う 。
○被害者自身が加害者の下から離れることを求める現状の支援に留まらず、加害者対応を含め、被害者の安全を確保しつつ、現在の生活を維持しながら問題を解決するため、 新たな支援の在り方を検討 する。 |
| 5 ストーカー事案への対策の推進 | ○ストーカー事案に関する被害者等からの相談窓口を充実させるとともに、民間団体を含めた関係機関が連携して、 被害者等の適切な避難等、迅速・的確な支援 を行う。 |
| 6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進 | ○セクシュアルハラスメントについて、意識改革、被害者が 相談を受けられる体制整備 、 行為者に対する厳正な対処 、 再発防止 等を推進する。 |
| 7 人身取引対策の推進 | ○関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、また、外国の関係行政機関、国際機関、NGO等とも協力して、 総合的かつ包括的な人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策 に取り組んでいく。 |
| 8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応 | ○政府及び多様な関係者との協働、広報啓発の推進等の総合的な取組により、 被害の予防、迅速・着実な被害の救済 に向けた取組を推進する。 |
| 9 売買春への対策の推進 | ○売買春の被害からの 女性の保護 、 心身の回復の支援 や 社会復帰支援のための取組 、若年層等への啓発活動を促進する。 |